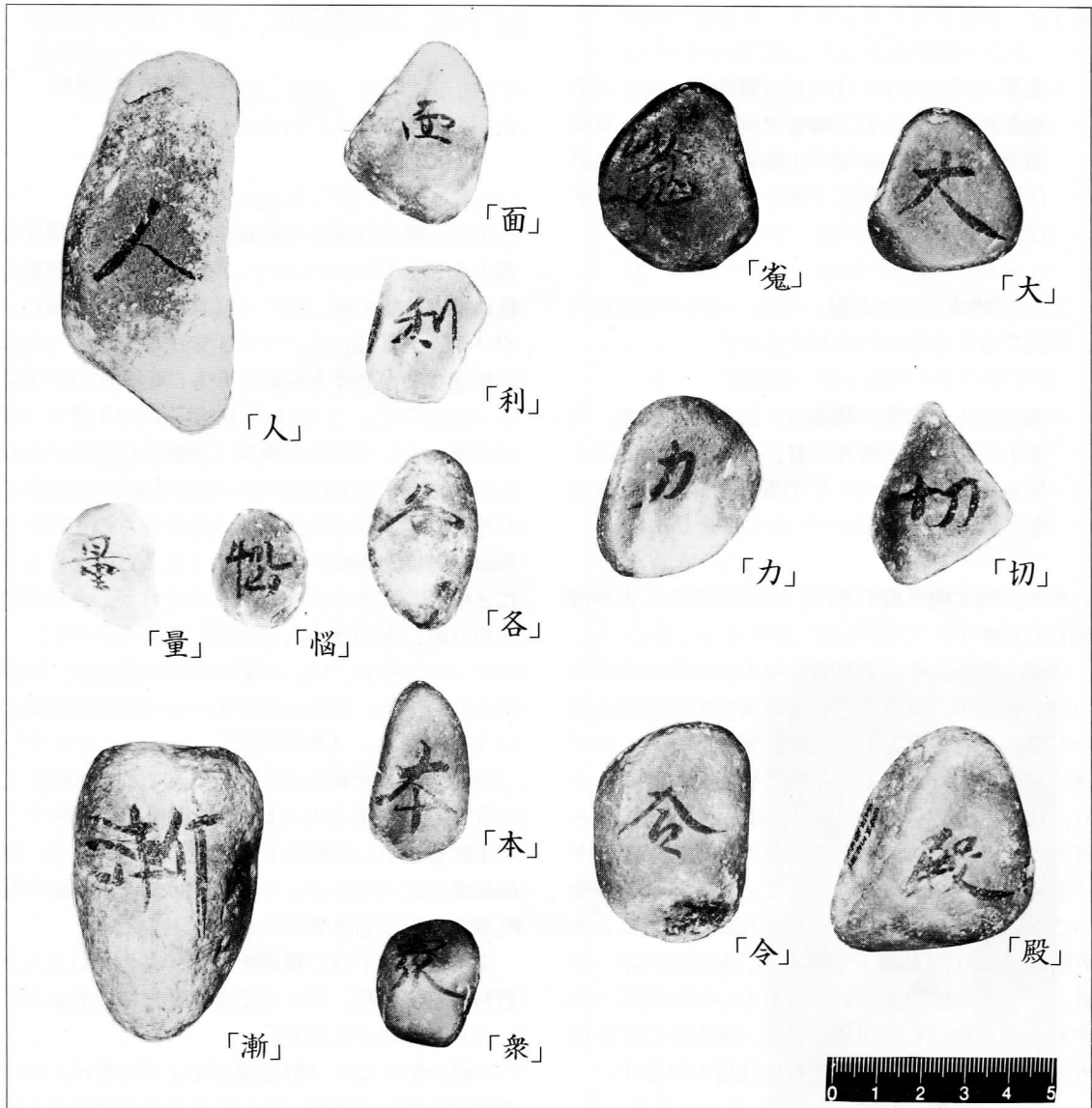


平成元年 3月25日

米沢市文化財年報 No. 2

米沢市教育委員会



「一字一石經」 遠山町覚範寺廃寺遺跡出土

1. 「覚範寺廃寺遺跡」について

「覚範寺」は伊達政宗公の父君輝宗公の菩提寺として、天正14年（1586）に遠山町の羽山神社山麓に建立されたものです。輝宗公は天正13年10月8日、福島県安達郡高田原（現在の二本松市）において不慮の死をとげました。火葬の後、現在の高畠町夏刈の資福寺に葬られ、その後覚範寺に移されたものです。

「貞山公治家記録」には次のように記されています。

- 此年（天正14年）性山公（輝宗）ノ為メニ置賜郡長井莊遠山邑二伽藍ヲ創造セラル。覚範禪寺ト号シ、山ヲ遠山ト称ス。即チ資福寺前住職虎哉和尚諱宗乙ヲ請シテ開山初祖トシテ住持セシム。

又、「性山公治家記録」には、三人の殉死者のことが出てきます。

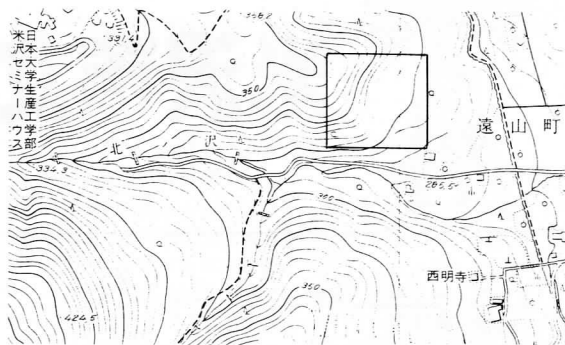
- 殉死三人、遠藤山城基信、法名医国景蘊、天正十三年乙酉十月廿一日、覚範寺殿ニ七日ノ御忌辰ニ当テ殉死ス。年五十四。覚範寺殿御廟ノ側ニ葬ル。

とあり、他に内馬場右衛門、須田伯耆の二人が殉死しています。

昭和62年春、市史編纂資料のため学術調査を行い、その結果、輝宗公と三人の殉死者の遺構と思われるものを検出しましたが、覚範寺そのものが建立されてからおよそ5年後に岩出山に移ったため、400年間放置されており、確固たる物証はあげられませんでした。ただこの発掘地の小字名が「字覚盤寺」「字門前」とあることからほぼ誤りないことと思われます。さらに昭和63年春に第2次の調査により、「経塚」が出土し、中に「一字一石経」というお経の文字を河原石の一つ一つに一文ずつ書かれたものが発見され、本市としては初めての中世の貴重な資料として注目されます。

2. 「経塚」及び「一字一石経」について

「経塚」というのは、平安時代中頃の末法思想



「覚範寺廃寺遺跡」

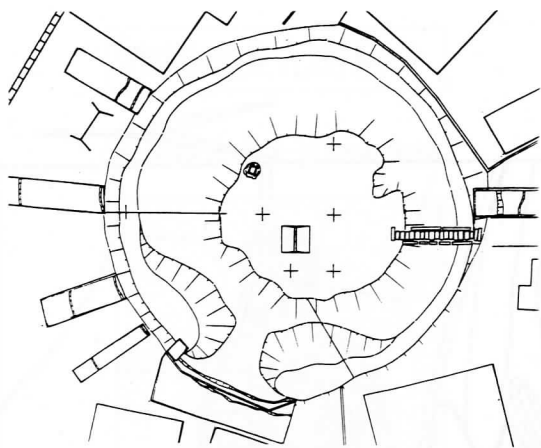
により、経典保存のため地中に埋納し、小規模な盛土をしたものをいいます。「経筒」という容器に経典を入れますが、納める経典は主に『法華経』や『浄土三部経』などです。末法思想というのは、お釈迦さまがなくなられてから500年～1000年間は「正法の世」、その次の500年～1000年間は「像法の世」そしてそれ以降は「末法の世」といわれ仏の教えがすたれ経法のみが残る時期、というのがそれです。従って、経塚は自分たちの子孫がありがたい経典がないというようなことのないようにと埋経したのです。いつしかそれが、先祖の供養のため、というように変質しました。

「一字一石経」は、紙製のお経の代りに、河原石を拾い集め、お経の文字を一つ一つ筆写するというものです。（表紙写真）

今回出土したものは、点数にして約1200点、そのうち判読できるものは、約800点位になりそうです。石は主に赤褐色か黄褐色の泥岩であり、発掘現場付近で見うけられる石ではなく、多分広幡町落合の河原石と考えられます。

文字の書き手は、複数の人で、書きなれた人と思わせる文字や、下手くそな字など様々であることからもうかがえます。

お経は誤りなく『妙法蓮華経』（法華経）の中の文字と思いますが、なにしろ大部の経典のため、どの部分の文句を書写したのかは、目下解明中です。この中に覚範寺開山和尚の虎哉宗乙の書いた文字が見つかるといいのですが。



『八幡塚古墳』(上図)

昭和63年度から開始された国庫補助事業の「住宅開発に伴う遺跡詳細分布調査事業」の中で調査されたものである。

窪田町窪田字八幡堂にあるが、東に松川、西に鬼面川を望む沖積平野には、最近の分布調査によって東北最大規模を有する前方後方墳「寶領塚古墳」を筆頭に、方墳の「窪田古墳」「八幡塚古墳」など平地式の大型・中型古墳が次々と発見され、にわかに注目されている。八幡塚古墳は、昭和63年7月に宅地が密集していることから、古墳の性格、規模を明確にする目的で発掘調査を実施したものである。

調査した結果、当古墳は全長27mを有する二段築成の円墳であることが分かり、不整形の周溝が全周する、県内では初の円墳と判明した。墳丘の高さは、3.8mである。さらに西側には前方部状の張り出しを呈する特徴もあり、戸塚山137号墳のような帆立貝式古墳に関連をもつ前段階の古墳形態の可能性も指摘される。

時期は5世紀の前半代に位置しており、寶領塚古墳や戸塚山古墳との関連、さらに県南地方の古墳発生から発達を考える上で重要な位置を示めるものといえる。

『館山城』(次頁の図参照)

これは昭和63年度より開始された『山形県中世城館址調査事業』の中で発見された城館址である。

米沢市には現在5686の小字が残っており、その

中で中世に因む小字名が数多く散見する。例えば「屋敷」のつく小字は211ヶ所、「館」のつくのが119ヶ所、「在家」は83ヶ所などである。その他「門田」「的場」「鉄砲場」「馬乗場」「根小屋」「物見」など中世の村の姿の一端をのぞくことのできる地名が現在も残存している。

今年度は、そのうち22ヶ所の城館址の存在を確認し、実測図を完成させた。その中で比較的文献があり、その規模、形態の上からも注目されるのが今回の『館山城』である。

『館山城』は周知のごとく、伊達時代に築城しようとしたが、途中でそれを停止したといわれているもので、並松土手はその縄張りの一つであるとされてきた。

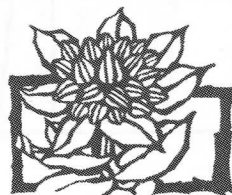
『米沢地名選』によれば、

——館山城（俗名城山） 正宗（儀山）長井を治め此地に城を築く西は鬼面川を帯び東は街なり並松を廓中とす尤も要害の城なり西山上に又城あり今城山と云千畳敷の大殿あり侍を置く處なり上長井立山村なり今の諸土屋敷八代町（屋代町共云ふ）陰陽和合の城と云言心は高陽に実城之れあり平地に二之廓を設くるを云是古法の縄張なり

とあり、つづけて「此山の柚に伊達家の時の馬場あり」とある。

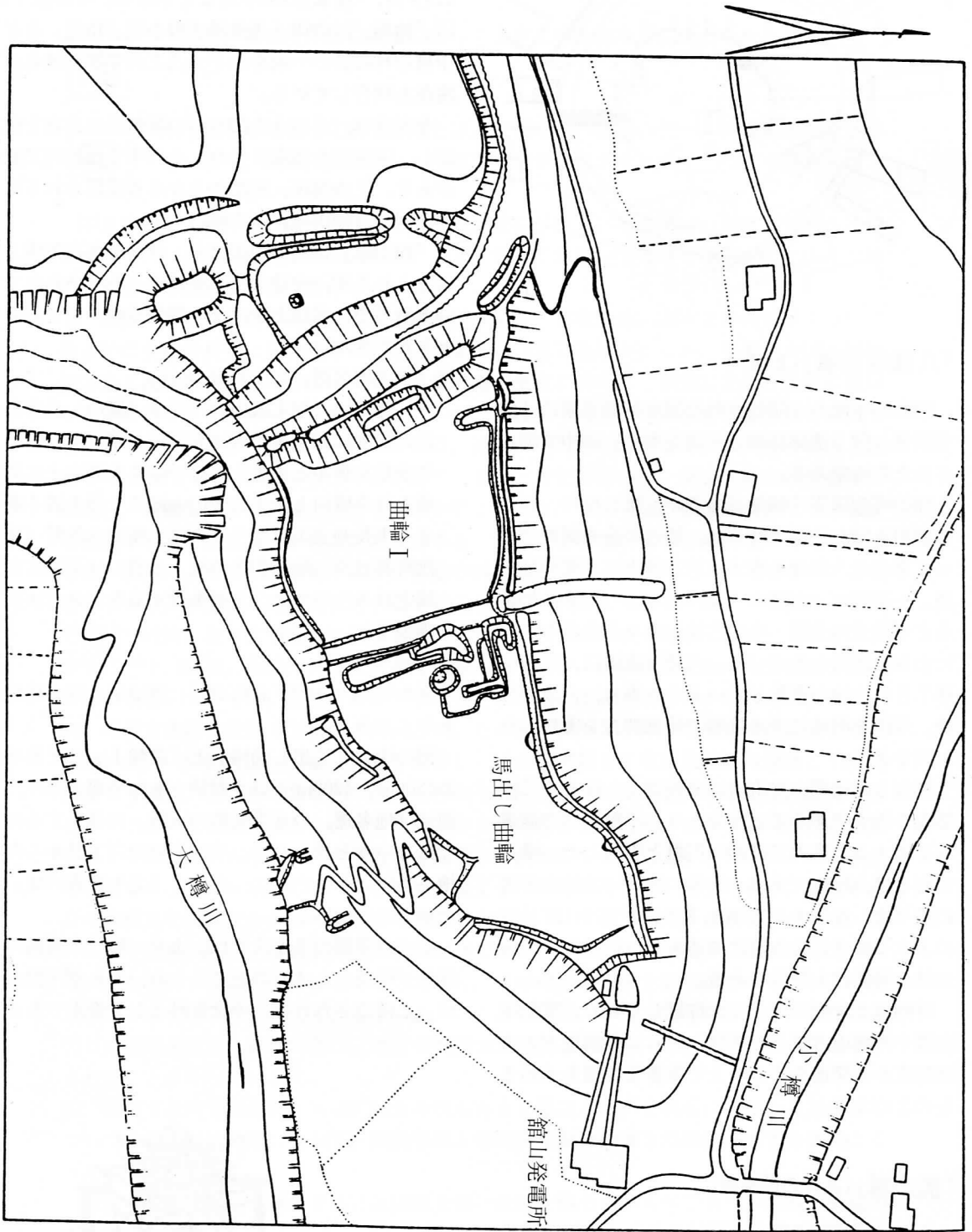
図の中の「馬出し曲輪」と「曲輪Ⅰ」はそれぞれ4500m²、4200m²という面積をもつ平場であり、前述『地名選』の「千畳敷の大殿」に該当するのではないかと思われる。現在の館山六丁目からの地高差は30m余であり、まさに「尤も要害の城」というのに相応しい。

正式な発掘の手が入れば、より一層この遺構の性格が明確になるものと考えられ、これが「館山城」と確認されれば、中世資料として貴重である。



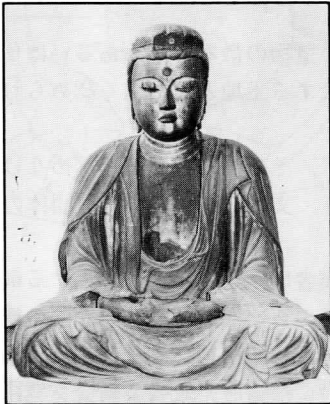
館山城

s = 1 / 2,000



市指定文化財紹介

〈昌伝庵木造大日如来坐像〉



指定年月日：昭和63年11月22日
 指定の種類：米沢市指定文化財（彫刻）
 指定物件名：昌伝庵木造大日如来坐像
 指定物件の所在：米沢市本町3丁目1番39号
 指定の範囲：本尊のみ（台座は後補のため除く）

〈材質・構造〉 木造，漆箔，玉眼，
 白毫木製，割^{わり}削^ぎ造り

〈法量〉 像高—78.5cm 肩はり—39.1cm
 肘はり—47.5cm 膝はり—65.6cm

〈製作年代〉 延文5年7月25日（1360年）

〈製作者〉 兵部法眼圓慶，式部法橋宗祐

指定理由：「昌伝庵木造大日如来坐像」は、作風や造像技法と像内の記銘により南北朝時代に属し、制作年代の明確な仏像である。鎌倉期のものに比して彫像は粗野であるが、この年代のものでは良い方である。像は坐高78.5cmの大きさにもかかわらず、頭・体の根幹部を通して一材から彫り出して割り削ぐ、いわゆる割削ぎ造りという古風な造像法によっている。形状は、地髪は髪際、後頭部共に毛筋彫りで、肉髪部は八角形に彫出、平彫りとする。通肩の衲衣を着し、腹前で定印を結び、結跏趺坐する。当初は八角柱状の五智宝冠をつけていたものと思われる。作者の圓慶と宗祐については、現在のところ他に記す資料が知られていないが、その手馴れた彫技から見て、おそらく京都の正統的な仏師と思われる。

加えて、像内墨書銘による歴史資料的価値が大きい。

〈「絵馬」小菅一宮神社繫馬図〉

指定年月日：昭和63年7月25日
 指定の種類：米沢市指定文化財（工芸品）
 指定物件名：絵馬
 指定物件の所在：米沢市広幡町上小菅48
 指定の範囲：法量 縦20.9cm 横37.6cm
 紀年銘 天正7年8月19日
 材質 構造等 黒漆金蒔絵
 隅金具付き 下部欠損

指定理由：生馬献上の思想を受け継いだ絵馬奉納は、人々の神々への信仰を今に伝え、さらにその内容を変えつつ現在もまた行われている。絵馬は信仰の産物として人々の生活の根底を窺い知る貴重な資料といえる。

天正7年（1579）の紀年銘をもつ小菅一宮神社の繫馬図は、県内の江戸時代以前の紀年銘が見られる繫馬図の中で4番目の古さであるが、本市に現存する最も古い年代のものである。絵馬は板に黒漆を掛け、神馬と寄進の趣旨、年号が金蒔絵で記されている技巧的に優れた立派なものであり、本市にとって貴重な工芸品である。

天文22年（1553）の成島八幡神社の繫馬図（現在所在不明）、弘治2年（1556）の南陽市薬師寺の繫馬図（県指定文化財）、そして小菅一宮神社の繫馬図は図柄が似ており、同系統の画家の手になるものと考えられる。この種の絵馬は全国でも戦国期のものは東北地方のみで確認されているもので、他に福島県指定文化財の郡山市田村神社所蔵の2面、岩手県平泉町中尊寺所蔵の1面が知られている。



記銘
 奉果立願繪馬之事
 右抽信心意趣者
 藤原播鶴御曹子
 息災延命武運
 増進一々御願成就
 圓滿故如件
 天正七年乙卯八月十九日
 總重敬白

文化行政質問箱

問

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事を始めるにはどうしたらよいのですか。

答

(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地とは、土器片等の遺物の散布、地形あるいは伝承等により、地域住民によって埋蔵文化財を包蔵する土地として広く認められているものをいいます。

国及び地方公共団体は周知の埋蔵文化財包蔵地について、その周知の徹底に努めなければならない（文化財保護法第57条の4）こととされており、文化庁や各地方公共団体の教育委員会では遺跡地図等を整備しています。

(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事をを行う場合、事業者は、土木工事に着手する60日前までに文化庁長官に届け出なければなりません（第57条の2）。なお、事業者が国の機関、地方公共団体等である場合には、当該事業計画の策定に当たって事前に文化庁長官に通知しなければなりません（第57条の3）。この届出等は、一般に都道府県教育委員会を経由しなければならず（第103条）、その場合には、通常、市町村の教育委員会に所定の事項を記載した書面を提出して行うこととされています。文化庁長官は、前記の届出等を受理した場合、埋蔵文化財の保護上必要な指示を行うことができる（国の機関等に対しては必要な勧告をし、又は協議を求めることができる）こととされています（第57条の2及び3）。なお、後述のように、工事着手までに事前の調整等や発掘調査に相当の期間を要することもあるので、事業者が埋蔵文化財包蔵地で工事等を計画した場合は、届出等の前のできるだけ早い時期に教育委員会に連絡をとり、必要な措置等について協議、調整を始めることが大切です。（現在、届出等に係る埋蔵文化財の取扱いが、工事中の立会い等定型的なものでよい場合については、都道府県教育委員会での旨の指導をすることとしています。）

(3) 埋蔵文化財包蔵地で工事等が計画され、その旨の届出等があった場合の埋蔵文化財の取扱いは、一般的には、①事業計画を変更し、その包蔵地を工事対象地から除外して現状保存する場合、②工事対象地内で掘削を行わない場所等として残しておく場合、③現状保存ができないため発掘調査を行って記録保存する場合等があり、これらのいずれの取扱いとするかは、教育委員会と事業者との間で十分調整しておくことが必要です。

(4) 工事によって現状保存することができなくなった埋蔵文化財の発掘調査は、教育委員会や埋蔵文化財調査センター等の発掘調査を専門的に行う機関が行うことになります。このような発掘調査は、埋蔵文化財が現状保存できなくなり、そのかわりに記録保存するためにやむを得ず行われるものであることから、その経費の負担を発掘調査の原因となった工事等の事業者に求めることとしています。ただし、個人が行う住宅建設に伴う発掘調査等この原則を適用し難い場合は、地方公共団体が経費を負担し、これに対し国庫補助が行われることになっています。

(5) 埋蔵文化財包蔵地は全国に約30万か所もあると推定され、それらにかかわる工事等についての届出等は急増しており、開発事業と埋蔵文化財の保護との調整は大きな課題となっています。

貴重な埋蔵文化財を保護するには国民全体の理解と協力が不可欠であり、皆様の御協力をお願いします。

『文化庁月報』より

文化財とは何か

「文化財」とは平たくいえば、我々の祖先が営々としてつくり上げた有形、無形の事物もしくは事象で、保護の措置をとらないかぎり滅失するおそれのあるもののことをいう。

『文化財保護法』では、文化財を大別して、次のように分ける。

- ①**有形文化財**—建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書など
- ②**無形文化財**—芸能、工芸技術など
- ③**民俗文化財**
 - 〈無形〉—衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能
 - 〈有形〉—上記の無形民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋など
- ④**記念物**
 - 〈遺跡〉—貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅など
 - 〈名勝地〉—庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳など
 - 〈天然記念物〉—動物、植物、地質鉱物など
- ⑤**伝統的建造物群**—周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの

この中で「埋蔵文化財」については、出土したものの「遺物」については、「有形文化財」に、検出された「遺構」については「記念物」として扱うことになっている。

- 昭和63年11月22日現在の本市の指定文化財は、
- | | |
|------------|---|
| 国指定 | 20件 (建造物 1, 絵画 4, 工芸品 10, 書跡 3, 史跡 2) |
| 県指定 | 27件 (絵画 2, 彫刻 3, 工芸品 16, 書跡 1, 史跡 2, 記念物 3) |
| 市指定 | 26件 (彫刻 4, 工芸品 4, 書跡 1, 典籍 1, 考古資料 8, 歴史資料 3, 無形民俗文化財 1, 史跡 2, 記念物 2) |

であり、合計73件となっている。今後とも貴重な文化財の発掘と保護に努めていきたいと考える。

米沢市一般文化財調査

神社・小祠調査より

先人の所産である文化財の基礎調査を行っている本市では、米沢の民家、仏像に続いて、神社・小祠の調査に取り組んでいます。上杉神社や松岬神社など神社名鑑に掲載されている大きな神社を除き町内や集落ごとに祭られている神社(やしろ)や小祠(ほこら)、また石碑・石仏・石塔・石宮等をすべて写真におさめ場所を地図に記し、それにかかわる由来祭礼をまとめ、民間信仰の実態を把握しようとするものです。

調査は昭和62・63年度に、上長井・広幡・六郷・塩井・南原・上郷・窪田・田沢・山上・万世・三沢の各地区の調査を完了し、平成元年度に市街地を予定しています。調査員に郷土史研究者や郷土史編纂に携わった方々を委嘱し、御協力いただきました。まだ整理ができていませんが、一地区数にして300をこすところもあり米沢全体では相当の数になると思われれます。

全国的に有名な、田沢、三沢地区を中心とした草本塔、塩井地区に多い象頭山などをはじめ、山神、庚神塔、蚕神、水神、出羽三山、飯豊山、道六神、古峯山、己待塔、念仏塔、大宮塔等々、人々の足跡が明らかになります。



三沢地区 しょうめんこんごう 青面金剛



歴史のまちとして継承されてきた貴重な文化財を後世に引き継ぐために、その文化財の価値を認識しなければなりません。

本市では昭和58, 59, 62年度と文化財の基礎調査として、当時山形大学助教授の麻木脩平氏（現在群馬県立女子大学）を調査員に委嘱し、本格的な仏像調査を行いました。

3回にわたる調査の結果、平安時代後期の貴族的な気風のただよう作風から鎌倉時代の武士の気風を反映した写実的な彫刻、室町時代の時代背景を反映した荒っぽい作品まで、中世における仏像・仏画等約50点が確認されました。報告書には、これら古代・中世の仏像・仏画を中心に、江戸時代作でも平安末～鎌倉初期の様式を忠実に取り入れているもの、記銘により仏師とその作品が確認できるものを掲載しました。

本市はたびたび火災に見舞われ、特に大正6年と8年の大火で、市街地の寺院はほとんど焼失し、さらに明治初年の排仏毀釈の嵐と、仏像の受難の歴史の中で現代まで伝えられた仏像の美術史・彫刻史的観点からの価値、仏師や寄進状況など記銘による歴史資料としての価値が認識されました。人々の信仰の対象と同時に文化財として長く保存されることが望まれます。

なお、米沢市一般文化財調査報告書第1集は、昭和60, 61年度に調査を行った「米沢の民家」です。激変する生活様式により失われていく古い形式の民家を、写真や図面等による記録の方法で保存しようとするもので、建築学、民俗学、歴史学的それぞれの分野で考察しています。

報告書紹介

米沢市教育委員会では、埋蔵文化財及び一般文化財を年次毎に調査し、報告書を作成しておりますので紹介します。

〈埋蔵文化財調査報告書〉

- 『水窪関係報告書』 第1集 在庫なし
- 『八幡原遺跡調査報告書Ⅰ』 第2集 在庫なし
- 『八幡原遺跡調査報告書Ⅱ』 第3集 ￥4200
- 『八幡原遺跡調査報告書Ⅲ』 第4集 ￥4800
- 『比丘尼平遺跡調査報告書』概報 第5集 在庫なし
- 『桑山遺跡発掘調査報告書Ⅰ』 第6集 ￥4000
(水神前・柿の木・ニタ俣B各遺跡)
- 『笹原遺跡発掘調査報告書』 第7集 ￥3500
- 『桑山遺跡発掘調査報告書Ⅱ』 第8集 ￥4950
(八幡堂・ニタ俣A各遺跡)
- 『戸塚山第137号墳発掘調査報告書』 第9集 ￥2000
- 『戸塚山古墳群詳細分布調査報告書』 第10集 在庫なし
- 『左沢遺跡発掘調査報告書』 第11集 ￥1500
- 『法将寺遺跡発掘調査報告書』 第12集 ￥1040
- 『白旗遺跡発掘調査報告書』 第13集 ￥500
- 『上浅川遺跡発掘調査報告書 第1・2次』 第14集 ￥1660
- 『上浅川遺跡発掘調査報告書 第3次』 第15集 ￥6000
- 『石垣町遺跡発掘調査報告書』 第16集 ￥800
- 『桑山遺跡発掘調査報告書Ⅲ』 第17集 ￥3700
(大清水遺跡)
- 『大浦A・C遺跡発掘調査報告書』 第18集 ￥1900
- 『三の丸・生蓮寺遺跡発掘調査報告書』 第19集 ￥1170
- 『木和田館跡第1次発掘調査報告書』 第20集 ￥400
- 『比丘尼平遺跡発掘調査報告書』 第21集 ￥950
- 『矢子大日向遺跡発掘調査報告書』 第22集 ￥1500
- 『遺跡詳細分布調査報告書 第1集』 第23集 ￥2200
- 『笹籬C遺跡第1次発掘調査報告書』 第24集 ￥800
- 『遺跡詳細分布調査報告書 第2集』 第25集 ￥1700

〈一般文化財調査報告書〉

- 『米沢の民家』 第1集 ￥990 在庫なし
- 『米沢の仏像』 第2集 ￥1370

表紙の土偶について

この土偶は、米沢市八幡原No.30遺跡より出土したもので、縄文後期（約3800年前）のもので。

顔と腕の部分がこわれていますが、ふくよかなオッパイやおなかは女性をあらわしています。

県内には縄文時代の土偶がたくさん出土していますがこの時期のは少なく、縄文後期を代表するものといつてよいでしょう。

昭和56年12月17日米沢市指定文化財となる。

発行 米沢市教育委員会
〒992 米沢市金池五丁目2-25
(担当 社会教育課文化係)
TEL 0238-22-5111